



物価高騰等で影響を受けている家庭や事業者等を支援するため  
水道基本料金2か月分を減免します！

要 旨

1月30日の記者会見で発表しましたとおり、6月と7月の2か月間、水道基本料金の減免を実施しますので、改めてお知らせします。

6・7月の水道メーター検針時に減免のお知らせのチラシを各戸のポストに投函します。

概 要

1 減免対象：市内に水道メーターを設置し、本市の水道事業として供給している水道水を使用している家庭や事業者等（市外や公用施設等は除く）  
対象の水道メーター数 約9万件

2 対象期間：令和7年6月・7月  
※検針は2か月に1回行っています。偶数月の地区は6月、奇数月の地区は7月の検針で基本料金合計2か月分を減免します。

3 減免金額：水道メーターの口径別基本料金（2か月分）

口径	金額	口径	金額	口径	金額
13mm	1,360 円	20mm	1,360 円	25mm	1,360 円
30mm	4,200 円	40mm	7,800 円	50mm	14,200 円
75mm	30,000 円	100mm	49,000 円	150mm	116,600 円

※ほとんどのご家庭の口径は、13mm～25mmです。

4 その他の周知方法：

沼津市ホームページ、沼津市水道部フェイスブックなど  
広報ぬまづ3月1日号に掲載済

お問い合わせ先

沼津市役所 水道部 水道サービス課  
直通：055-934-4853

